

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：河川法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第17号）
規制の名称：小水力発電にかかる水利使用の特定水利使用からの除外
規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：国土交通省水管理・国土保全局 水政課、河川環境課
評価実施時期：平成30年3月29日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時は水力発電にかかる水利使用がすべて特定水利使用（※）となっており、小規模な水力発電にも関わらず国土交通大臣の許可、関係行政機関との協議が必要であり、事務が複雑となっていた。このため、手続きを簡素化し、小水力発電の導入が円滑に進むようにすることが課題であった。規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現は無い。

（※）広域にわたる水資源開発とその合理的利用についての利害関係を国家的見地から調整する必要があるもの。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は無いため、ベースラインは事前評価時と変わらず、指定区間内（※）の一級河川においても小水力発電に係る水利使用について、国土交通大臣の許可を受けなければならず、また、関係行政機関との協議が必要であるため小規模な水力発電にもかかわらず、許可に期間を要し、申請者の負担となっている状況である。

（※）一級河川に係る国土交通大臣の権限の一部を都道府県知事等が行うことができるとされている区間

③ 必要性の検証

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現は無く、小水力発電に係る水利使用の許可については、特定水利使用から除外されることにより、許可までの期間が従来よりも短縮し、申請者の負担が軽減されることから、当該規制緩和は必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。

⑤ 「行政費用」の把握

事前評価時に「都道府県等における審査経費が増加するものの、国における審査経費が減少するため全体として変化が生じない」と想定していた。当初想定通り、全体としては変化が生じていないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

小水力発電に係る水利使用の許可について特定水利使用から除外されると、①指定区間内の一級河川におけるものは、国土交通大臣ではなく、申請のあった区間について現に管理の事務を行いその状況をよく知る都道府県知事等が審査を行い、②許可の際の関係行政機関との協議が不要になるなど、公文書のやりとりが省略でき、許可手続きが簡素化される。当初の想定通り、許可までの期間は関係行政機関の長との協議等に要する期間が従来よりも短縮し、申請者の負担を軽減することができたものと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

当該規制緩和について、金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

事前評価時に分析した通り、小水力発電が特定水利使用から除外されることにより、費用の増加はなく、許可までの期間が従来よりも短縮し、申請者の負担を軽減することができたと考えられる。今後も小水力発電に係る水利使用の許可については、毎年度申請がなされると見込まれることから、引き続き当該規制緩和は必要である。